

## ボランティアバス運営要綱

### 1 目的

ボランティアバスは、市民による社会奉仕活動を助成するため、運行するものとし、奉仕活動を行なう者の利便に供することを目的とする。

### 2 利用の範囲

ボランティアバスは、市内に住所を有する個人又は、市内に事務所等を有する団体が10人以上のグループとして、次に掲げる奉仕活動を行なう場合に利用することができる。

- (1) 社会福祉施設を訪問し、奉仕活動を行なう場合
- (2) 団体及びグループ会員研鑽のため、研修会に参加する場合
- (3) 社会福祉サービス対象世帯を訪問し、奉仕活動を行なう場合
- (4) その他社会福祉のための奉仕活動で、鳥取市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）がボランティアバスの運行を必要と認める場合

### 3 運行の範囲及び利用時間等

- (1) ボランティアバスの運行は、鳥取市内とする。
- (2) ボランティアバスの運行時間
  - (ア) 午前9時から午後4時までとする。
  - (イ) 日帰りとする。
- (3) ボランティアバスの運休日は、12月29日から1月3日までとする。ただし、社協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### 4 利用料等

ボランティアバスの利用料は、無料とする。ただし、駐車場料金等の必要実費は利用者が負担するものとする。

### 5 利用申込等

- (1) ボランティアバスを利用しようとする個人のグループ又は団体は利用責任者を定め、「利用申込書」（様式1）に必要な事項を記載して、利用する日の14日前までに申し込みをしなければならない。なお、年間を通して計画的に活動する団体については、年間活動計画書の提出（提出期限：2月末）をもって、年間の利用を一括で申し込めるものとする。
- (2) 社協会長は、利用者の申込みに基づきボランティアバスの運行を決定し、「決定通知書」（様式2）により利用者に通知するものとする。

ただし、利用者に通知した後、車輛の整備等のため運行できないときは、利用者と協議のうえ、ボランティアバスの利用日を変更するものとする。

(3) 利用者は、ボランティアバス運行許可の指示に従い、利用しなければならない。

(4) ボランティアバスを利用した場合は、利用した日の翌日から10日以内に「実施報告書」（様式3）を提出するものとする。

## 6 その他

その他事業実施に必要なことは別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月19日から施行する。

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。